



## 平成19年から所得税が変わります

平成19年に国税（所得税）から地方税（住民税）への税金の移し替え（税源移譲）が実施されます。

これによりほとんどの方が、所得税は平成19年分から減り（平成19年1月以降の源泉徴収及び平成20年2月～3月に行われる確定申告）、住民税は平成19年度分から増える（平成19年6月以降に納付）こととなりますが、結果として、所得税と住民税を合わせた納税額は基本的には変わりません。

定率減税が廃止され、所得税は平成19年分から、住民税は平成19年度分から納税額が増えることとなります。

定率減税は平成11年に臨時異例の景気対策として導入されましたが、経済状況の改善を踏まえ、本来の税額に戻ることにになりました。

問い合わせ先  
阿蘇税務署  
☎ 22・0551

## 住宅ローン減税について

所得税から住民税への税源移譲により中所得者層の所得税額が減少することに伴い、住宅ローン減税額を控除し切れなくなり、住宅ローン減税が減少する場合があります。住宅ローン減税の効果を確保することができるよう、住宅ローン減税の控除率を引き上げる一方で、控除期間を10年から15年に延長する特例が創設されました。

平成11年から平成18年までに入居された方については、税源移譲により減少する住宅ローン減税相当額を申告により、平成20年度分以降の住民税から控除することができるよう措置されました。

問い合わせ先

阿蘇税務署

☎ 22・0551

## 電話加入権・ISDN回線利用権の公売について

阿蘇地域振興局税務課では、次のとおり公売を実施します。

正規の手続費用と比べると、安価で購入でき、どなたでも参加できます。電話加入権等の取得をお考えの方や、公売

についてお知りになりたい方は、お気軽にお問い合わせください。なお、事情により公売を中止する場合があります。

公売日

8月22日（水）

入札開始

13時30分

場所

阿蘇地域振興局1階小会議室

準備するもの

○現金（2万円以内）

○印鑑（個人の場合、認印で可）

○筆記用具

○当日の手続き

電話加入権を落札された場合は、当日売却代金を納付いただきます。

ISDN回線利用権を落札された場合は、8月29日（水）に売却代金を来局納付いただきます。

問い合わせ先

阿蘇地域振興局税務課

☎ 22・4527



# 熊本～ソウル線で韓国へ行こう！助成制度のお知らせ

阿蘇くまもと空港発着の熊本～ソウル線をご利用いただくと、阿蘇くまもと空港国際線振興協議会の助成制度がご利用いただけます！



〔主な助成事業〕

助成事業名	助成内容	助成額
団体利用促進事業	熊本～ソウル線を利用する10人以上の団体に対して助成を行います。	1人当たり4,000円 ※1団体当たり1回、30万円を限度とします。
ビジネス交流促進助成事業	県内に事業所等を置く企業等が熊本～ソウル線を利用して、新たに韓国の企業等との間で商談等を行う場合に、その渡航費用の一部を助成します。	1人当たり6,000円 ※1団体当たり年3回、1回当たり3人までを限度とします。
修学旅行助成事業	熊本～ソウル線を利用して修学旅行を実施する小・中・高校に対して予算の範囲で助成します。	生徒1人当たり2,500円 ※1学校当たり50万円を限度とします。

〔問い合わせ先〕 阿蘇くまもと空港国際線振興協議会事務局 TEL 096-333-2165